

平成 28 年 1 月 13 日  
四国電力株式会社

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき届出を行なった電気供給約款（平成 28 年 2 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則 4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）に定める口座振替割引額ならびに附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消 費 税 等 相 当 額
	円 銭	円 銭
定 額 電 灯 需 要 家 料 金		
1 契 約 に つ き	70.20	5.20
電 灯 料 金		
10 ワ ッ ト ま で の 1 灯 に つ き	93.96	6.96
10 ワ ッ ト を こ え 20 ワ ッ ト ま で の 1 灯 に つ き	141.48	10.48
20 ワ ッ ト を こ え 40 ワ ッ ト ま で の 1 灯 に つ き	236.52	17.52
40 ワ ッ ト を こ え 60 ワ ッ ト ま で の 1 灯 に つ き	331.56	24.56
60 ワ ッ ト を こ え 100 ワ ッ ト ま で の 1 灯 に つ き	520.56	38.56
100 ワ ッ ト を こ え る 1 灯 に つ き 50 ワ ッ ト ま で ご と に	260.28	19.28

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	244.08	18.08
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	380.16	28.16
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	190.08	14.08
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	403.92	29.92
電力量料金		
11 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	20.00	1.48
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	26.50	1.96
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	29.95	2.22
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	367.20	27.20
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	16.66	1.23
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	22.09	1.64
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	24.96	1.85

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルト アンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	7.56 15.12 15.12 151.20 151.20	0.56 1.12 1.12 11.20 11.20
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	564.84 32.94	41.84 2.44
臨時電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	405.00 27.45	30.00 2.03

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	64.80	4.80
電 灯 料 金		
10 ワットまでの 1 灯につき	90.72	6.72
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯 につき	137.16	10.16
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	228.96	16.96
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	320.76	23.76
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	503.28	37.28
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに	251.64	18.64
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	235.44	17.44
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	367.20	27.20
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	183.60	13.60
公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	374.76	27.76
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	19.42	1.44
公衆街路灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	329.40	24.40
電力量料金		
1 キロワット時につき	16.75	1.24

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
低 圧 電 力	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,096.20	81.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	15.51	1.15
その他季料金	14.09	1.04
臨 時 電 力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	160.92	11.92
農 事 用 電 力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	734.40	54.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	11.48	0.85
その他季料金	10.43	0.77

(2) 附則4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）に定める口座振替割引額

単位	口座振替 割 引 額	消費税等 相 当 額
1契約につき	円 銭 54.00	円 銭 4.00

- (3) 附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,778.92	279.92
1キロワット	5,382.72	398.72
2キロワット	8,547.12	633.12
3キロワット	11,730.96	868.96
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	3,060.72	226.72
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	29.16	2.16
1キロワット	44.28	3.28
2キロワット	96.12	7.12
3キロワット	145.80	10.80
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	52.92	3.92

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(燃料費調整の基準単価)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.316	0.023
1キロワット	0.632	0.047
2キロワット	1.265	0.094
3キロワット	1.896	0.140
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.632	0.047

(4) 別表2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
（イ）定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.746	0.055
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	1.494	0.111
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	2.986	0.221
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	4.480	0.332
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	7.467	0.553
100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	3.734	0.277
小 型 機 器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.230	0.165
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	4.460	0.330
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	2.230	0.165

